

「働き方改革」共同宣言を行いました。

平成29年12月12日、長崎県社会保険労務士会と長崎労働局は、「働き方改革」共同宣言を行いました。



左から、長崎県社会保険労務士会 小林義人会長、長崎労働局 小玉剛局長

調印式においては、長崎県社会保険労務士会と長崎労働局とが相互に連携し、内閣、政府の最重要課題と位置付けられている「働き方改革」の取組を、県内企業に働きかけながら、一層推進していくことを確認しました。



左から、長崎県社会保険労務士会 中島政博副会長、小林義人会長、長崎労働局 小玉剛局長、新納広子雇用環境・均等室長

長崎労働局は長崎県社会保険労務士会に対し働き方改革に関する施策や好事例などの情報を提供し、長崎県社会保険労務士会は長崎労働局からの協力要請に迅速に対応し積極的に情報発信することにより、長崎県内での働き方改革を推進し、県内企業の労働生産性向上と人材確保を図っていかうとするものです。

(共同宣言文は次ページ)

「働き方改革」共同宣言

～長崎県社会保険労務士会と長崎労働局は「働き方改革」を推進します～

「働き方改革」とは、例えば、「長時間労働」や、「正規と非正規との不合理な処遇の差」など、働く現場での様々な問題を見直していくということです。

「働き方改革」を進めることは、働いている方、働きたいと希望する方すべてがワーク・ライフ・バランスを実現しながら活躍できるようになるとともに、働くモチベーションが高くなっていくことに結びつきます。したがって、企業にとっても、生産性の向上に役立つものでありますし、働きやすい職場であることのアピールや企業のイメージアップにつながり、人材の確保ということにもつながっていきます。このようなことから、長崎にとって非常に大きな問題である、若者を中心とした地元就職の促進などによる人材の確保、という観点からも、「働き方改革」の推進は不可欠なものです。

私たちは、このような共通認識の下、これまでの意識や企業文化、ライフスタイル等を見直す「働き方改革」を推進し、特に中小企業における労働生産性の向上を図るため、①長時間労働の縮減・有給休暇の取得促進、②非正規雇用の処遇改善、③子育て・介護等と仕事の両立、④女性・若者の活躍しやすい環境整備などの取組を企業に対して直接働きかけ、あるいは、企業が抱えている課題等に直接対応できるように、以下のとおり互いに連携して取り組み、より魅力ある職場にしていくと、一層魅力的で活力のある長崎をつくっていくことを目指します。

- 1 長崎県社会保険労務士会は、「働き方改革」の実現に向けた取組に関し、厚生労働省・長崎労働局からの協力要請に迅速に対応し、県内企業における「働き方改革」の取組を更に推進するため、積極的に情報発信を行います。
- 2 長崎労働局は、「働き方改革」に関する最新の情報を長崎県社会保険労務士会に提供し、会員の社会保険労務士を通じて、県内企業に対して意識啓発や働きかけを行います。
- 3 以上のほか、長崎県社会保険労務士会と長崎労働局は相互に連携し、県内企業の「働き方改革」を推進します。

平成29年12月12日

長崎県社会保険労務士会 会長

小林義人

長崎労働局長

小玉剛